

第32回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況・・・	2頁
連結計算書類の連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6頁
計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.chikaranomoto.com/ir/library/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。



株式会社力の源ホールディングス

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保する体制

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (c) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、及び「取締役会規程」に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (d) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。
- (e) 監査役会を設置し、取締役の職務執行について、法令及び監査役会規程に基づき監査を実施する。監査役は、監査役会で定める「監査方針」及び「役割分担」に従い、連携しつつも独立して各々監査に当たる。
- (f) 管理部門は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程類等の継続的整備及び周知を図る。
- (g) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を代表取締役社長直轄で設置し、代表取締役社長の指示に基づき、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 取締役及び使用人は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に定められた職務と権限に基づき業務を遂行し、自己の職務と権限を超える事項は、「稟議規程」により上位者の決裁を仰ぐことにより、不測の事態（損失）を防止する。
- (b) 管理部門は、リスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し、適切に管理する。

- (c) 内部監査部門は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営方法を「取締役会規程」に定めて円滑な意思決定を図るとともに、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (b) 定款において取締役会での決議の省略を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
- (c) 取締役会において、中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。
- (d) 月1回開催される定時取締役会において、業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らして、分析、評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の管理は、可能な限り自主性を尊重しつつ、企業理念、行動規範などをグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保するため、指導・育成を行うものとし、「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。
- (b) 子会社の管理を管轄する部門は、子会社において開催する取締役会その他の会議への出席等を通じて情報の共有と連携を図る。
- (c) 子会社には原則として取締役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに、損失の危険が生じた場合は直ちに当該業務を管轄する業務執行の責任者へ報告を行う。
- (d) 子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務を管轄する取締役及び業務執行の責任者へ報告を行う。
- (e) 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を社長及び各業務執行の責任者に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。
- (f) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という当社グループ共通の企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- (g) 子会社の定時取締役会において、子会社の業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期計画及び年度予算に照らして、分析、評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (a) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と協議を行い、監査役会の意向を尊重しつつ、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (b) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従って監査役業務全体を補助するものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、取締役に付議する重要な事項と重要な決定、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
- (d) 取締役及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- (e) 監査役に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底をする。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役職務の執行に協力し、監査役の実効を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役職務の執行に係る経費等の支払を行う。

⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役、業務執行の責任者、使用人も含め執行部側との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- (b) 監査役は、経理部門、法務部門その他各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- (c) 監査役は、内部監査室に監査の協力を求めることができるものとし、内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
- (d) 監査役は、会計監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 社外取締役3名を含む8名の取締役によりなる取締役会は計15回開催され、社外監査役2名を含む監査役3名も参加いたしました。また、より多くの時間を戦略的な議論にあてられるよう、議案の絞り込みをするなど、取締役会の運営の方法の見直しを行いました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うと共に、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 当社及びグループ各社の使用人に対し、その職務や地位に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ④ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しました。
- ⑤ 既存取引先及び新規取引先について、外部調査会社等を活用して反社会的勢力のチェックを実施いたしました。また、取引先との契約時における反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 16社

(2)連結子会社の名称

(株)力の源カンパニー

(株)渡辺製麺

(株)力の源パートナーズ

(株)くしふるの大地

(株)STAY DREAM

(株)I&P RUNWAY JAPAN

(株)因幡うどん

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.

IPPUDO USA HOLDINGS, INC.

IPPUDO NY, LLC

IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.

IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD

YOU & ME FOOD FACTORY PTE. LTD.

IPPUDO LONDON CO. LIMITED

IPPUDO PARIS

I & P RUNWAY, LLC

(株)I&P RUNWAY JAPANについては新規設立に伴い、(株)因幡うどんについては新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の数 9社

持分法適用会社の名称

CBS有限責任事業組合

(株)ゆたかにみのるカンパニー

(有)藪食品

(株)大河

IPPUDO HONG KONG COMPANY LIMITED

叶浦都餐饮管理（上海）有限公司

一風堂餐饮管理（深圳）有限公司

叶浦都餐饮管理（重慶）有限公司

IPPUDO CATERING SDN BHD

(有)藪食品及び(株)大河は、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用会社としております。

(2)持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使

用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社である、CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.、IPPUDO USA HOLDINGS, INC.、IPPUDO NY, LLC、IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.、IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD、YOU & ME FOOD FACTORY PTE. LTD.、IPPUDO LONDON CO. LIMITED、IPPUDO PARIS、I & P RUNWAY, LLCの決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

国内連結子会社のうち、(株)STAY DREAMの決算日は12月31日であり、連結決算日を基準として仮決算を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品、製品、原材料

当社及び国内連結子会社は、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

また、在外連結子会社は主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

b 仕掛品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

c 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

また、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）

に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップ及び金利フロアについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

金利スワップ及び金利フロア

（ヘッジ対象）

借入金

③ ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ及び金利フロアを利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ及び金利フロアのみであり、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で規則的に償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更いたしました。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ13,624千円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳は、次の通りであります。

商品及び製品	77,677千円
仕掛品	1,685 "
原材料及び貯蔵品	203,309 "

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	70,805千円
建物及び構築物	12,417 "
土地	47,421 "
計	130,645千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	220,020千円
長期借入金	1,099,900 "
計	1,319,920千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,910,312千円

4. 保証債務

下記の関連会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

(株)大河	55,000千円
-------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,253,500株

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	30,900	3.00	平成28年3月31日	平成28年6月24日	利益剰余金

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	67,521	6.00	平成29年3月31日	平成29年6月9日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額(円)の内訳：普通配当 5.00 記念配当 1.00

(3)当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 967,000株

金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に新規出店等の設備投資に必要な資金を設備投資計画に照らして、主に銀行借入により調達しております。

運転資金については必要に応じて銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は1か月以内の入金期日であります。

投資有価証券は、営業上あるいは業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、未払金はほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、借入金及び社債の期間は原則として10年以内であります。

変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務グループが支払金利の変動をモニタリングし、必要に応じて金利スワップ取引等を利用

し、金利変動リスクを回避することとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払実行できなくなるリスク）について、当社は各部署からの報告に基づき財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,316,144	3,316,144	—
(2) 受取手形及び売掛金	383,057		
貸倒引当金	△631		
差引	382,425	382,425	—
(3) 投資有価証券	559,881	559,881	—
資産計	4,258,452	4,258,452	—
(4) 支払手形及び買掛金	623,021	623,021	—
(5) 短期借入金	492,000	492,000	—
(6) 未払金	1,033,490	1,033,490	—
(7) 社債（※）	193,000	192,072	△927
(8) 長期借入金（※）	6,694,464	6,705,492	11,028
負債計	9,035,977	9,046,078	10,101

（※）社債及び長期借入金は、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっております。

負 債

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、並びに(6)未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)社債、並びに(8)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、又は社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は一部金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	11,000
関係会社株式	413,242
関係会社出資金	2,738
敷金及び保証金	1,494,033

非上場株式、関係会社株式及び関係会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

また、敷金及び保証金は、返還時期の合理的な見積もりが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	304円27銭
1 株当たり当期純利益	26円28銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2.たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

4.重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

5.ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金

(3) ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップを利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

6.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更いたしました。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1.有形固定資産の減価償却累計額 227,329千円

2.保証債務

(1)下記の子会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

(株)力の源カンパニー 539,975千円

(株)渡辺製麺 515,166 "

(株)くしふるの大地 39,992 "

CHIKARANOMOTO GLOBAL
HOLDINGS PTE. LTD. 205,439 "

IPPUDO USA HOLDINGS,
INC. 262,973 "

計 1,563,546千円

(2)下記の子会社における支払家賃に対し、保証を行っております。

IPPUDO NY, LLC 51,383千円

IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD 19,810 "

計 71,193千円

3.関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 332,284千円

短期金銭債務 185,102 "

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,842,535千円

営業費用 346,458 "

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 25,055千円

貸貸収入 43,065 "

支払利息 4,440 "

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
減損損失		15,465千円
資産除去債務		4,712 "
未払事業税		6,842 "
一括償却資産		196 "
繰越外国税額控除		57,192 "
会社分割による関係会社株式調整額		76,652 "
関係会社株式評価損		42,576 "
その他		15,684 "
繰延税金資産小計		219,323千円
評価性引当額		△117,644 "
繰延税金資産合計		101,678千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△50,168千円
資産除去債務に対応する除去費用		△3,281 "
その他		△7,017 "
繰延税金負債合計		△60,467千円
繰延税金資産純額		41,211千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	(株)力の源 カンパニ ー	所有 直接100.0%	経営指導 資金の借入 債務保証 債務被保証 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注1) 資金の借入 (注2) 利息の支払 (注2) 債務保証 (注3) 債務被保証 (注4)	1,250,410 1,050,000 4,440 539,975 781,980	売掛金 関係会社短期借 入金 — — —	106,380 250,000 — — —
子 会 社	(株)渡辺製 麵	所有 直接100.0%	固定資産の賃 貸 債務保証 役員の兼任	建物の賃貸 (注5) 債務保証 (注3)	36,982 515,166	前受収益 —	3,181 —
子 会 社	(株)力の源 パートナ ーズ	所有 直接100.0%	資金の援助 債務被保証 役員の兼任	資金の貸付 (注6) 利息の受取 (注6) 債務被保証 (注4) 増資の引受 (注7) 子会社株式 の譲受 (注8)	320,000 3,392 147,000 139,980 153,056	関係会社短期貸 付金 関係会社長期貸 付金 — — — —	30,000 110,000 — — — —
子 会 社	(株)因幡う どん	所有 直接100.0%	債務被保証 役員の兼任	債務被保証 (注4)	147,000	—	—
子 会 社	CHIKAR ANOMO TO GLOBAL HOLDIN GS PTE. LTD.	所有 直接100.0%	業務委託 資金の援助 債務保証 役員の兼任	業務委託 (注9) 資金の貸付 (注6) 利息の受取 (注6) 債務保証 (注3)	262,022 113,137 14,009 205,439	未払金 関係会社長期貸 付金 — —	100,864 577,379 — —
子 会 社	IPPUDO USA HOLDIN GS, INC.	所有 間接100.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注3)	262,973	—	—
子 会 社	IPPUDO AUSTRA LIA PTY LTD	所有 間接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注6) 利息の受取 (注6)	— 5,742	1年内回収予定 の関係会社長期 貸付金 関係会社長期貸 付金 —	3,433 161,379 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料については、業務内容、業績等を勘案し、両社協議の上で決定しております。
- (注2) 資金の借入については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
- (注3) 子会社の金融機関借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料は受け取っておりません。
- (注4) 当社の金融機関借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料の支払いは行っておりません。
- (注5) 賃貸料については、当社の賃借料及び必要経費等を勘案し、両社協議の上で決定しております。
- (注6) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
- (注7) 増資の引受については、当社が(株)力の源パートナーズの行った第三者割当増資を1株につき30,000円で引き受けたものであります。
- (注8) 子会社株式の譲受価格については、第三者機関による直近の株価算定結果及び業績・財政状態を総合的に勘案して決定しております。
- (注9) 業務委託料については、委託業務に係る人件費等必要経費を勘案し、両社協議の上で決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	317円	55銭
1 株当たり当期純利益	23円	48銭